承課) 課 = - -×

令和元年十二月二十七日

岐阜県知事

古

田

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

号

外

(--)

令

和

元

年十二月二十七日

二七 Ξ

四四四

岐阜県規則第八十八号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正す

第七条第二項の表文化伝承課の項第五号中 っ 次号から第十号までにおいて同じ」を

శ్ 会の項中「(教育委員会の所管に属するものを除く。以下この部において同じ。)」を削 会の項中「(教育委員会の所管に属するものを除く。)」を削り、同部岐阜県図書館協議 第三十条の表文化伝承課の部岐阜県美術館協議会の項及び岐阜県現代陶芸美術館協議 附

岐阜県美術館管理規則をここに公布する

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

令和元年十二月二十七日

岐阜県知事

古 田

令和元年十二月二十七日

岐 阜

県

公 報

号 外

毎週

(金曜日)

発行

号 外 (1) 阜

岐阜県規則第八十九号

岐阜県美術館管理規則

第一条 この規則は、岐阜県美術館条例 (昭和五十七年岐阜県条例第十三号。以下「条 例」という。) 第十三条の規定に基づき、岐阜県美術館 (以下「美術館」という。) の 管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

当該月曜日後の最初の休日でない日) 第三条に規定する休日 (以下この号において「休日」という。) である場合には、 月曜日 (当該月曜日が国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号)

一 十二月二十八日から翌年一月四日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又 の掲示場に掲示しなければならない。 は開館することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その旨を美術館

岐

第三条 又は特別展示室へ入室することができるのは、午前十時から午後五時三十分までの間 美術館の開館時間は、午前十時から午後六時までとする。 ただし、常設展示室

2 又は入室を制限することができる。 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、

(展示室等の使用の許可の申請等)

込書(別記第一号様式)を知事に提出しなければならない。 条例第四条第一項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、展示室等利用申

2 記第三号様式)を交付するものとする。 展示室等の使用の停止を命じたときは展示室等利用不承認(取消・停止)通知書(別 許可をしなかったとき又は条例第五条第二項の規定により許可を取り消し、若しくは 知事は、前項の許可をしたときは展示室等利用承認通知書 (別記第二号様式) を、

(遵守事項)

条例第八条第一項第三号の知事が指示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 美術品等 (知事が認めたものを除く。) に触れないこと
- 美術品等の近くでインク等を使用しないこと。
- 所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。
- 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示する事項

(模写等の許可)

第六条 美術品等の模写、模造、撮影その他これらに類する行為 (以下「模写等」とい 提出し、その許可を受けなければならない。次条第二項の規定により美術品等の貸出 う。) をしようとする者は、美術品等模写等許可申請書 (別記第四号様式) を知事に 該申請者に交付するものとする。 しを受けた者が当該美術品等の模写等をしようとする場合についても、同様とする。 知事は、前項の許可をしたときは、美術品等模写等許可書 (別記第五号様式) を当

(美術品等の貸出し等)

2

第七条 く美術館その他これらに準ずると認められるもの (以下「美術館等」という。) に貸 て同じ。) を、国立の美術館、博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) に基づ し出すことができる。 知事は、美術品等 (寄託を受けたものを除く。以下次条から第十条までにおい

3 六号様式) を知事に提出し、その許可を受けなければならない。 前項の規定による貸出しを受けようとする者は、美術品等貸出許可申請書 (別記第

美術品等貸出許可書(別記第八号様式)を当該申請者に交付するものとする。 知事は、前項の許可をしたときは、美術品等貸出台帳 (別記第七号様式) に登載し、

第八条 美術品等の貸出期間は、三十日以内とする。ただし、知事が特に必要があると 認めるときは、この限りでない。

2 を求めることができる。 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、当該美術品等の返還

(貸出しを受けた美術館等の遵守義務

第九条 第七条第二項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 当該美術品等が滅失し、又は毀損したときは、 当該美術品等を原状に回復し、及

びそれによって生じた損害を賠償すること

当該美術品等の運搬及び維持管理に要する経費を負担すること

第七条第二項の許可に係る利用の目的又は利用の場所を変更しないこと。

別記

第1号様式(第4条関係)

展示室等利用申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名(名 称)

代表者

局 連絡先 番

展示室等を利用したいので、下記のとおり申し込みます。

| 利 | 用 | 施 | 設 | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|------|-------------|--------------|----|-----|--------|------|-------|--------|-------------------------|-----|-------|-----|
| 利 | 用 | 日 | 時 | | | 年年 | 月 月 | 日日 | | 寺 寺 | 分から 分まで | | 計間 | |
| 利用 | 展名 | 覧会 | · 等 称 | | | | | | | | | | 利用責 | 任者 |
| 目的 | 内 | | 容 | 洋画、 | 、日 | 本画、 | 工芸、 | その他 | , (| |) | | | |
| 造作無 | 乍物言 | 2置の | の有 | 有 | • | 無 | 推定 | 入場人員 | ulli, | | | | | 人 |
| 入場 | 易料等 | 等の 不 | 育無 | 有 | • | 無 | | | | | | | | 円 |
| 使 | F | Ħ | 料 | | | | | | | | | | | 円 |
| そ0 | つ他 | | っれた すいる | た場合い ません。 | には | 、直切 | らにこれ | らに従 | الار | 損害 | 合又はその 害賠償の記 こおいて記 | 青求等 | 等一切の? | 行為を |

第2号様式(第4条関係)

展示室等利用承認通知書

第号年月

様

岐阜県知事

囙

年 月 日付けの申込みについては、下記のとおり承認します。

記

| 利 | 用 | 施 | <u>i</u> | 設 | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|----------|--------|----------------------------------|--------------------------------|--|---|--|---|---|----------------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|--|
| 利 | 用 | F | | 時 | | | 年年 | 月月 | 日日 | | 寺 寺 | 分か 分ま | | 日時 | | | |
| 利用 | 展名 | 覧 | | 等 称 | | | | | | | | | | | 利力 | 用責 [/] | 任者 |
| 目的 | 内 | | | 容 | 洋画、 | 日之 | 本画、 | 工芸、 | その他 | ī (| | , |) | | | | |
| 造作無 | 乍物 | 設置 | 己の | 有 | 有 | • | 無 | 予定 | 入場人 | | | | | | | | 人 |
| 入場 | 易料 | 等の |)有 | 無 | 有 | • | 無 | | | | | | | | | | 円 |
| 使 | | 用 | | 料 | | | | | | | | | | | | | 円 |
| 承 | 認 | のぅ | 条 | 件 | | | | | | | | | | | | | |
| 教 | | | | 沪 | 翌をら起ま の阜知でかとたの 野をら起ま の阜知でかとたの | かる算し。の分をとまり分したしかる第し。の分をとまり分したし | のこして 処の波なす内の よ 起とて1 分通告り(で取上、 質が3年 は矢と言れる消言署 | 算が3F このことよう当己客でしてかを 不をしすおっし1査者 服役 、人てのの精力 | が3ま以過 がす(処ち斥番杉勺あかす内す あた訴こ分、え査ににる月。でる る日訟ののこを請対提とじなあと とのに処通の携求す起 | はいる きという はいか できる はいか できる こう | こ て査 はヨハのを分すし哉、処も請 、かて取受のるた決・収分、求 上ら岐消け日こ場の | 東の処を 記起阜したのと合送 県通分す 1算県の日翌がに達 | 知知がるのしを訴の日ではを事をあこ。審て代え翌かき、受 | こ受っと 査る表を目うなこけ対けたが 請かす提か1くのた | した日で 求月る起ら年な処日で日のき の以者す起をり分の | 審の翌な ほ内はる算経まの翌 査翌日く かに岐こし過ず取日 | 近望日、 こととに対し、対けまけいな 、、阜とてす。消か水がらり、こ岐県が6る。しら |

注 利用する日にこの承認通知書を係員に提示してください。

第3号様式(第4条関係)

展示室等利用不承認(取消・停止)通知書

号 第

年 月 日

様

岐阜県知事

囙

年 月 日付けの申込み(承認・承認に係る展示室等)については、下記に より承認できません(その承認を取り消します・その展示室等の利用の停止を命じま す)ので通知します。

| 承認の年月日及 び番号 | |
|----------------------------|---|
| 不承認の 取消しの 利用停止 建由 | |
| 教 | 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、に阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から担算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。 |

第4号様式(第6条関係)

美術品等模写等許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

代表者

連絡先 局 番

美術品等の模写等をしたいので、下記のとおり申請します。

| 行 | 為の | り内 | 容 | 模 | 写・村 |) | | | | | | |
|------|-----|-----|----|---|-----|---|---|---|------------------------------------|-----|---|----|
| 目 | 的又 | は月 | 建 | | | | | | | | | |
| T.II | ш | ₩0 | ВВ | | 年 | 月 | 日 | 時 | 分かり | ò (| 日 | 間) |
| 利 | 用 | 期 | 間 | | 年 | 月 | 日 | 時 | 分か ⁶ 分ま ⁻ | でし | 時 | 間 |
| 利 | 用 | 場 | 所 | | | | | | | | | |
| | | | | 種 | 別 | 名 | | 称 | 数量 | 備 | | 考 |
| 利 | 用 | す | る | | | | | | | | | |
| 美 | 術 | 品 | 等 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| その | の他参 | 参考事 | 事項 | | | 1 | | | 1 | 1 | | |

第5号様式(第6条関係)

美術品等模写等許可書

第 年 月 号 日

様

岐阜県知事

印

月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。 年

| 行 | 為 0 | り内 | 容 | 模 | 写・村 | 莫造• | 撮影• | その作 | 拉 (| | | |) |
|---|-----|----|---|----------------|-------------------------------|--|------------------------------------|--|---|---------------------------------------|-------------------------------|---|---|
| 目 | 的又 | は用 | 途 | | | | | | | | | | |
| 利 | 用 | 期 | 間 | | | 年年 | 月 月 | 日日 | 時 時 | _ | 分かり 分ま ⁻ | | 日間)時間) |
| 利 | 用 | 場 | 所 | | | | | | | | | | |
| | | | | 種 | 別 | 2 | 名 | | 称 | 数 | 量 | 備 | 考 |
| 利 | 用 | す | る | | | | | | | | | | |
| 美 | 術 | 品 | 等 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 許 | 可の | 条件 | 等 | | | | | | | | | | |
| 教 | | | 示 | をら起ま の阜知でかとたの起 | 日す起算すこ処県事き月処だ訴かる算し。の分をとま以分しえば | らこして 処の皮なけ内の は起とて1 分通告り(で取上、算が3年 に知とまなあ消託審 | しでかを 不をしすおっし1査てき月経 服受て)、てのの請っています。 | かする るりに対している あたい こう こう るり にんり こう | 以なのご このこ処種の是校上内おっ審 き翌お分知処起をるに、ケて査 は日いのを分すし裁 | 型も青 かて取受のると央岐分、求 上ら岐消け日こ場のとそ 言走卓したのとそ | 見の処と、己起見したのと合送、県通分す、1算県の日翌がに達 | のである。 のしを訴り目ではを 事をあこ。 審て代え翌かき、受 対けたが。 請かす提か はのと をのとを ではを ではを ではを ではを ではを では では では では では では では では では でが に でい でい に でい でい に でい に でい に に でい に に に に に に に に に に に に に | をした日で、求月る起ら年な処日と受て日のき、の以者す起をり分のとけ審の翌な、ほ内はる算経まの翌さた査翌日く、かに岐こし過す取日れ日請日かな、、阜とてす。消かての求からり、こ岐県が6る。しらいの求からり、 |

- 注 1 模写等の際この許可書を係員に提示してください。
 - 2 利用期間中この許可書を携帯してください。

第6号様式(第7条関係)

美術品等貸出許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

代表者

連絡先 局 番

美術品等の貸出しを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 貸出しを受ける美術品等

| 種 | 別 | 名 | 称 | 数 量 | 量備 | 考 |
|---|---|---|---|-----|----|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

- 2 利用の目的
- 3 利用の場所
- 4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 運搬方法
- 6 取扱責任者

第7号様式(第7条関係)

美術品等貸出台帳

| 巫口 | 廷山 | Ħ | <i>\$\frac{1}{2}</i> | *** 目. | 貸 | L | Ц | 先 | 貸 | 出 | 貸 | 出 | 返 | 納 | 烘 | ± 7. |
|----|----|---|----------------------|--------|---|---|---|---|-----|-------|----|---|----|-------|---|-------------|
| 番号 | 種別 | 名 | 称 | 数量 | 住 | 所 | 氏 | 名 | 年月日 | 取扱 者印 | 貸期 | 限 | 年月 | 取扱 者印 | 備 | 考 |
| | | | | | | | | | | | | • | | | | |
| | | | | | | | | | | | | • | | | | |
| | | | | | | | | | | | | • | | | | |
| | | | | | | | | | | | | • | | | | |

| i | ///// | $\sim\sim\sim\sim$ | ~~~~~ | | /////// | | ~~~~ | | /~~~ | ^^^^ |
|---|-------|--------------------|-------|--|---------|-----|------|-----|------|------|
| | | | | | | • • | • • | • • | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | • • | • • | • • | | |

第8号様式(第7条関係)

美術品等貸出許可書

第 号 年 月 日

様

岐阜県知事

囙

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

1 貸出美術品等

| 種 | 別 | 名 | 称 | 数 | 量 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- 2 利用の目的
- 3 利用の場所
- 4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 その他(条件等)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第9号様式(第10条関係)

美術品等借用書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

代表者

連絡先 局 番

下記の美術品等を確かに借用いたしました。

記

1 美術品等

| 種 | 別 | 名 | 称 | 数 | 量 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

2 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

令和元年十二月二十七日

岐阜県知事

古

田

岐阜県現代陶芸美術館管理規則をここに公布する

岐阜県規則第九十号

岐阜県現代陶芸美術館管理規則

第一条の規則は、岐阜県現代陶芸美術館条例(平成十三年岐阜県条例第三十七号。 以下「条例」という。) 第十条の規定に基づき、岐阜県現代陶芸美術館 館」という。) の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (以下「美術

第二条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

休館日

当該月曜日後の最初の休日でない日) 第三条に規定する休日 (以下この号において「休日」という。) である場合には、 月曜日 (当該月曜日が国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号)

二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 は開館することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その旨を美術館 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又

岐

の掲示場に掲示しなければならない。

第三条 美術館の開館時間は、午前十時から午後六時までとする。ただし、展示室へ入 室することができるのは、午前十時から午後五時三十分までの間とする。

2 又は入室を制限することができる。 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、

(遵守事項)

条例第五条第一項第三号の知事が指示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 美術品等(知事が認めたものを除く。)に触れないこと。
- 美術品等の近くでインク等を使用しないこと。

(13)

所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示する事項

(撮影等の許可

第五条 美術品等の撮影、模写、模造その他これらに類する行為(以下「撮影等」とい 提出し、その許可を受けなければならない。次条第二項の規定により美術品等の貸出 う。) をしようとする者は、美術品等撮影等許可申請書 (別記第一号様式) を知事に しを受けた者が当該美術品等の撮影等をしようとする場合についても、同様とする。

該申請者に交付するものとする。 知事は、前項の許可をしたときは、美術品等撮影等許可書(別記第二号様式)を当

(美術品等の貸出し等)

第六条 て同じ。) を、国立の美術館、博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) に基づ し出すことができる。 く美術館その他これらに準ずると認められるもの (以下「美術館等」という。) に貸 知事は、美術品等 (寄託を受けたものを除く。以下次条から第九条までにおい

2 前項の規定による貸出しを受けようとする者は、美術品等貸出許可申請書 (別記第

三号様式)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、美術品等貸出台帳 (別記第四号様式) に登載し、 美術品等貸出許可書(別記第五号様式)を当該申請者に交付するものとする。

第七条 美術品等の貸出期間は、六十日以内とする。ただし、知事が特に必要があると 認めるときは、この限りでない。

を求めることができる。 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、当該美術品等の返還

2

(貸出しを受けた美術館等の遵守義務)

第八条 第六条第二項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 びそれによって生じた損害を賠償すること。 当該美術品等が滅失し、又は毀損したときは、当該美術品等を原状に回復し、及

- 一 当該美術品等の運搬及び維持管理に要する経費を負担すること。
- 第六条第二項の許可に係る利用の目的又は利用の場所を変更しないこと。
- 貸出期間満了の日までに指定された場所に返納すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

(借用書の提出

別記

第1号様式(第5条関係)

美術品等撮影等許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名(名称)

代表者

連絡先 局 番

美術品等の撮影等をしたいので、下記のとおり申請します。

| 行 | 為の | り内 | 容 | 撮影 | • 模写 | 孚・村 | 摸造• | その他 | 1 (| | |) |) | | |
|----|-----|-----|----|----|------|--------|-----|-----|-----|----------|----|---|-------|--|--|
| 目目 | 的又 | は月 | 追 | | | | | | | | | | | | |
| 利 | 用 | 期 | 間 | | | F F | 月月 | 日日 | 時時 | 分ヵ 分ま | らで | | 日間)時間 | | |
| 利 | 用 | 場 | 所 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 種 | 別 | | 名 | | 称 | 数 | 量 | 備 | 考 | | |
| 利 | 用 | す | る | | | | | | | | | | | | |
| 美 | 術 | 品 | 等 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| その | り他参 | 多考事 | 事項 | | | | | | | | | | | | |

第2号様式(第5条関係)

美術品等撮影等許可書

第 号 年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 日付けの申請については、下記のとおり許可します。 月

| 行 | 為の | り内 | 容 | 撮影 | • 模? | 孚・村 | 英造・ | その他 | r (| | |) | |
|----|----|----|----|-----------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|--|--|------------------------------|---|--|
| 目: | 的又 | は月 | 建 | | | | | | | | | | |
| 利 | 用 | 期 | 間 | | | F F | 月月 | 日日 | 時時 | 分か 分ま | | | 日間)時間) |
| 利 | 用 | 場 | 所 | | | | | | | | | | |
| | | | | 種 | 別 | | 名 | | 称 | 数 | 量 | 備 | 考 |
| 利 | 用 | す | る | | | | | | | | | | |
| 美 | 術 | 品 | 等 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 許 | 可の | 条件 | 牛等 | | | | | | | | | | |
| 教 | | | 示 | 翌をら起ま の阜知でかとたの起 | 日す起算すこ処県事き月処だ訴かる算し。の分をとま以分しえば | らこして 処の皮は計りの は起とて1 分通告り(で取上、 | 算が3年 こ如とまなあ哨記審しでかを 不をしすおっし1査 | 3ま以過がけ(、処も訴審求がすのすがすのすがあた訴こ分、え査に対している) | 以なあと とのに処通の提求す内おっ審 き翌お分知処起をるに、て査 は日いのを分すし裁 | 、処も請 、かて取受のるた決岐分、求 上ら岐消け日こ場の阜の処を 記起阜したのと合送 | 県通分す 1算県の日翌がに達知知がる のしを訴の日ではを | 事をあこ 番で弋え塁かき 受に受っと 査6表を日らなこけかけたが 請かす提か1くのたり | では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ |

- 注 1 撮影等の際この許可書を係員に提示してください。
 - 2 利用期間中この許可書を携帯してください。

第3号様式(第6条関係)

美術品等貸出許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名(名 称)

代表者

1

連絡先 局

美術品等の貸出しを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 貸出しを受ける美術品等

| 種 | 別 | 名 | 称 | 数 | 量 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- 2 利用の目的
- 3 利用の場所
- 4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 運搬方法
- 6 取扱責任者

第4号様式(第6条関係)

美術品等貸出台帳

| 14. | 括 回 | 夕狁 | 粉具 | 貸出 | 出 先 | 貸 | 出 | 貸出 | 返 | 納 | 備考 |
|-----------------|------------|--|--|--|--------|------|----------|-------|-------|----------|-------|
| 番号 | 種別 | 名称 | 数量 | 住所 | 氏名 | 年月日 | 取扱 者印 | 貸出期限 | 年月日 | 取扱 者印 | 佣石 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| ////// ///// | ~~~~ | ////////////////////////////////////// | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | ////////////////////////////////////// | ·///// | ^^^^ | ·///// | ·//// | ····· | /////// | ·//// |
| | | | | | | • • | | • • | • • | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

第5号様式(第6条関係)

美術品等貸出許可書

第号

年 月 日

様

岐阜県知事

囙

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

1 貸出美術品等

| 種 | 別 | 名 | 称 | 数 | 量 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- 2 利用の目的
- 3 利用の場所
- 4 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 その他 (条件等)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第6号様式(第9条関係)

美 術 品 等 借 用 書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

氏 名(名 称)

代表者

連絡先 局 番

下記の美術品等を確かに借用いたしました。

記

1 美術品等

| 種 | 別 | 名 | 称 | 数 | 量 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

年 月 日から 年 月 日まで 2 借用期間

岐阜県図書館管理規則をここに公布する

令和元年十二月二十七日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第九十一号

岐阜県図書館管理規則

第一条この規則は、 管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 例」という。) 第十三条の規定に基づき、岐阜県図書館 (以下「図書館」という。) の 岐阜県図書館条例(平成二十三年岐阜県条例第四十号。以下「条

2

(休館日)

第二条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

休日でない日) に規定する休日 (以下「休日」という。) である場合には、当該月曜日後の最初の 月曜日 (当該月曜日が国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号)

二 十二月二十八日から翌年一月四日まで

岐

十二月を除く毎月の最終の金曜日 (当該金曜日が休日である場合には、その前日)

2 は開館することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その旨を図書館 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又 図書館資料の点検に必要な期間として毎年一回おおむね十日で知事が定める期間

の掲示場に掲示しなければならない。

第三条 図書館の開館時間は、午前十時から午後八時までとする。ただし、土曜日、日 曜日及び休日にあっては、午前十時から午後六時までとする。

2 又は入館を制限することができる。 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、

(図書館資料の利用等)

2

(21) 前項の利用規程は、知事が別に定める 図書館資料の利用者は、この規則及び利用規程を守らなければならない。

> 第五条 の手続を経なければならない 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、知事の定めるところにより、所定

(読書活動支援資料

活動支援資料を置く。 県民の読書活動の普及促進を図るため、図書館に、随時館外貸出しを行う読書

- らに類する団体の長からの申請に基づき知事が適当と認める場合に行うものとする。 前項の貸出しは、官公署、学校、他の図書館、公民館、社会教育関係団体又はこれ
- 前条の規定は、第一項の貸出しについて準用する。

(使用許可の申請等)

第七条 条例第二条第一項の許可 (以下「使用許可」という。) を受けようとする者は、 利用申込書(別記第一号様式)二通を知事に提出しなければならない。

- 前から提出することができる。 出することができる。ただし、第一号に掲げる施設を国際的、全国的又は全県的な会 議、催し物等に使用する場合その他知事が必要と認める場合は、当該各号に定める日 (その日が第二条に規定する休館日である場合には、その翌日。以下同じ。) から提 前項の利用申込書は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める日
- うとする日の属する月の十二月前の月の初日 多目的ホール、多目的小ホール及び企画展示室を使用する場合 使用を開始しよ
- 三月前の月の初日 研修室及び特別会議室を使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の
- うとする日の属する月の十二月前の月の初日 前号に掲げる施設を第一号に掲げる施設と併せて使用する場合 使用を開始しよ
- 3 4 項の規定により許可を取り消し、若しくは研修室等の使用の停止を命じたときは、利 に承認済の印(別記第二号様式)を押印したものを当該申請者に交付するものとする。 知事は、条例第二条第二項の規定により許可をしなかったとき又は条例第三条第二 知事は、使用許可をしたときは、第一項の規定により提出された利用申込書の一通

用不承認 (取消・停止) 通知書 (別記第三号様式) を当該申請者に交付するものとす

(使用許可の変更申請等

利用承認変更申込書(別記第四号様式)二通を知事に提出しなければならない。 使用許可を受けた者は、当該使用許可に係る事項を変更しようとするときは、 別記

第1号様式(第7条関係)

利 用 申 込 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 住所

氏名

(申込者が団体の場合) 団体名及び代表者名

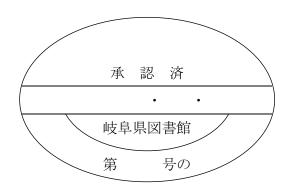
ふりがな 担当者名

電 話 ()

下記のとおり施設の利用を申し込みます。

| 利 | 用 |] ; | 施 | 設 | | | | | | | | | | |
|----|----|-----|----|-----------|----------------------------|----------------------|--------------|------------|------------------------------------|-----|-------|----|----|----|
| 利 | 用 | の | 日 | 時 | 年年 | 月月 | 日日 | 時時 | 分から分まで | | | 日 | 間 | |
| | 1 | | | | | | | | | | | 時 | 間) | |
| 利用 | 研名 | 修 | 会 | 等 称 | | | | | | 利 | 用 | 責 | 任 | 者 |
| 目的 | 内 | | | 容 | | | | | | | | | | |
| 造作 | 乍物 | 設置 | の有 | 育無 | 有・無 | 予 5 | 定 利 場) 人 | 用員 | | | | | | 人 |
| 入 | 揚料 | ·等 | の有 | 「無 | 有・無 | | | | | | | | | 円 |
| 使 | | 用 | | 料 | | | | | | | | | | 円 |
| そ | | の | | 他 | 停止を命 ⁻ 請求等一! | ぜられた 辺の求賃 び撤去に | こ場合に 賞行為を | こは、 :行い | り消された場 直ちにこれに ません。 利用者の責任 | こ従い | · ` ` | 損害 | 賠價 | 賞の |

第2号様式(第7条関係)



第3号様式(第7条関係)

利用不承認(取消·停止)通知書

第号年月日

様

岐阜県知事 囙

年 月 日付けで申込みのあった(承認をした)施設の利用は、下記の とおり承認できません(利用承認を取り消した・利用の停止を命じます)ので通知しま す。

| 承認の年月日及び 番号 | |
|---------------------|---|
| 承認しない 取消しの 理由 利用停止の | |
| 教 | 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日からは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。 |

第4号様式(第8条関係)

利用承認変更申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 住所

氏名

(申込者が団体の場合) 団体名及び代表者名

ふりがな 担当者名 電 話 ()

年 月 日付け 第 号で承認を受けた施設の利用について、下記の とおり変更の申込みをします。

記

| 利 | 用 | - | 施 | 設 | | | | | | | | | | |
|----|----|----|--------|----|---|---|---|---|-----|---|---|---|------|---|
| | | | | | 年 | 月 | 日 | 時 | 分から | _ | | | BB > | |
| 利 | 用 | 0) | 日 | 時 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分まで | | | | 間) | |
| | | | | | | | | | | | | 時 | 間丿 | |
| 利用 | 研の | | 会 名 | 等称 | | | | | | 利 | 用 | 責 | 任 | 者 |
| 目的 | 内 | | | 容 | | | | | | | | | | |
| 使 | | 用 | | 料 | | | | | | | | | | 円 |
| 変 | 更 | の | 理 | 由 | | | | | | | | | | |
| 備 | | | | 考 | | | | | | | | | | |

※添付書類 承認済の印が押印された利用申込書

岐阜県博物館管理規則をここに公布する

令和元年十二月二十七日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第九十二号

岐阜県博物館管理規則

第一条 この規則は、岐阜県博物館条例 (昭和五十一年岐阜県条例第八号。以下「条例」 運営に関し必要な事項を定めるものとする。 という。) 第十一条の規定に基づき、岐阜県博物館 (以下「博物館」という。) の管理

第二条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

当該月曜日後の最初の休日でない日 第三条に規定する休日 (以下この号において「休日」という。) である場合には、 月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)

二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

岐

2 の掲示場に掲示しなければならない。 は開館することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その旨を博物館 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又

(開館時間

第三条 人館することができない。 博物館の開館時間は、 次の表に掲げるとおりとする。ただし、午後四時以後は、

| 午前九時三十分から午後四時三十分まで | 0午後四日 | 十分から | 午前九時日 | 月一日から翌年三月三十一日まで | 十一月一日から翌年 |
|--------------------|---|-------|-----------------|-----------------|----------------|
| 分まで | 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | 56午後日 | 午前九時から午後四時三十分まで | 二十一日まで | 四月一日から十月三十一日まで |
| 間 | 時 | 館 | 開 | 間 | 期 |

2 又は入館を制限することができる。 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、

(27)

(施設の利用等)

室、マイミュージアムギャラリー、県博ホール、講堂、研修室、館外展示施設(自然 **I、自然展示室 、人文展示室、企画展示室、特別展示室、みんなの部屋、図書資料** 博物館資料 (以下「資料」という。) の展示施設その他の施設は、自然展示室

観察のこみち)及び旧徳山村民家とする。

- 2 条例第七条第一項の規則で定める施設又は設備は、特別展示室、マイミュージアム ギャラリー、県博ホール、講堂及び研修室又はこれらの附属設備とする。
- (別記第一号様式) を知事に提出しなければならない。 条例第七条第一項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、博物館利用申込書
- 用の停止を命じたときは博物館利用不承認 (取消・停止) 通知書 (別記第三号様式) 可をしなかったとき又は条例第八条第二項の規定により許可を取り消し、若しくは使 を交付するものとする。 知事は、前項の許可をしたときは博物館利用承認通知書(別記第二号様式)を、許

(資料の貸出し等

第五条 資料の館外貸出しは、行わない。ただし、知事が適当と認めるものについては、 この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により資料の館外貸出しを受けようとする者は、博物館資料貸 出許可申請書(別記第四号様式)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。
- 知事は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

3

- 4 きは、これを延長することができる。 資料の貸出期間は、三十日以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めると
- 5 載し、博物館資料貸出許可書 (別記第六号様式) を当該申請者に交付するものとする。 知事は、第二項の許可をしたときは、博物館資料貸出台帳 (別記第五号様式) に登
- 条件に従わないときは、当該許可を取り消すことができる。

知事は、第二項の許可を受けた者が虚偽の申請により許可を受けたとき、又は許可

(資料の特別利用

第六条 学術上の調査研究等のため資料の撮影、模写、複製、模造等の行為をしようと する者は、博物館資料特別利用許可申請書 (別記第七号様式) を知事に提出し、その 料を寄託した者の承諾書を申請書に添付しなければならない。 定により寄託を受けた資料 (以下「寄託資料」という。) であるときは、 許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が第九条又は第十条の規 当該寄託資

- 2 を当該申請者に交付するものとする。 事は、 前項の許可をしたときは、 博物館資料特別利用許可書 (別記第八号様式)
- 3 (損害賠償) 前条第三項及び第六項の規定は、第一項の許可について準用する。
- **第七条 入館者及び資料を利用する者が資料、施設、設備等を故意又は過失により毀損** し、汚損し、又は亡失したときは、その損害を賠償させることができる。
- 2 前項の規定による損害賠償に関し必要な事項は、知事が別に定める。 (資料の寄附)
- 第八条 博物館に資料を寄附しようとする者は、資料寄附申込書 (別記第九号様式) を 知事に提出するものとする。
- 2 やかに整理分類を行った上、寄附資料台帳(別記第十一号様式)に登載するものとす 十号樣式) を寄附者に交付するものとする。この場合において、受納した資料は、速 いて決定し、受納と決定した資料の引渡しを受けたときは、寄附資料受納書(別記第 知事は、前項の規定により寄附申込みのあったものについて受納すべきか否かにつ
- 3 えるものとする。 寄附を受けた資料には、寄附者の氏名及び寄附年月日を記して、永くその芳志を伝
- 4 部を省略することができる。 知事は、前三項の手続について管理上必要がないと認めるときは、その全部又は一

(資料の寄託等)

岐

号様式)の交換をもって当該契約書の交換に代えることができるものとする。 者等との協議により、資料寄託書(別記第十二号様式)及び資料保管書(別記第十三 との契約に限る。) を締結し、契約書を交換するものとする。 ただし、知事及び所有 託契約 (権原に基づく占有者との契約については、当該契約についても権限のある者 受ける場合には、所有者等との間において寄託期間、寄託条件等を内容とした資料寄 基づく占有者 (以下この項において「所有者等」という。) に依頼して資料の寄託を 知事は、博物館の展示、調査研究等の資料とするため、その所有者又は権原に

(別記第十四号様式) を知事に提出し、その承認を受けるものとする。 知事の依頼によらないで博物館に資料を寄託しようとする者は、資料寄託申請

2 のとする。 知事は、 前項の承認をし、寄託を受けたときは、資料保管書を申請者に交付するも

第五条第三項の規定は、第一項の承認について準用する

3

第十一条 資料と同様の取扱いをするものとする。 寄託資料は、寄託資料台帳 (別記第十五号様式) に登載の上、博物館所有の

申出により、寄託資料を返還することができる。 知事は、博物館の管理上の都合又は寄託期間の定めのない寄託資料の寄託者からの

2

(岐阜県博物館協議会)

第十二条(岐阜県博物館協議会の庶務は、博物館において処理する。

第十三条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、 が別に定める。

知事

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

別記

第1号様式 (第4条関係)

博物館利用申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 (所在地)

申込者

氏 名(名称及び代表者名)

下記のとおり施設等を利用したいので申し込みます。

| 利 用 の 目 的 (行事等の名称) | | | | | | | |
|-----------------------|-------|-----|-----------------------------|--------|------------|-----|-------|
| 利用施設等の名称 | | | | | | | |
| 利用の日時 | 年年 | 月月 | 日午前後 日午前後 | 時 時 | 分から 分まで | (| 日間) |
| 準備及び撤去の ための利用日時 | | | | | | | |
| 利 用 方 法 (利 用 内 容) | | | | | | | |
| 利用予定者数(推定入場者数) | | | | | | | |
| 利用者(団体)名 及び利用責任者名 | | | | (1 | 電話 | 局 | 番) |
| 共 催 者 名 (後 援 者 名) | | | | | | | |
| そ の 他 | これにん。 | 従い、 | し・利用の停 損害賠償の記 対去は、利用記 | 青求等一 | 一切の求償 | 首行為 | を行いませ |

第2号様式(第4条関係)

博物館利用承認通知書

号 第 第 年 月

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けの申込みについては、下記のとおり承認します。

記

| 利 用 の 目 的 (行事等の名称) | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------|---|---|---|--|-----------------------------|--|
| 利用施設等の名称 | | | | | | | |
| 利用の日時 | 年年 | 月月 | 日午前後 日午前後 | 時時 | 分から 分まで | ; (| 日間) |
| 準備及び撤去の ための利用日時 | | | | | | | |
| 利 用 方 法 (利 用 内 容) | | | | | | | |
| 利用者(団体)名 及び利用責任者名 | | | | | (電話 | 局 | 番) |
| 共 催 者 名 (後 援 者 名) | | | | | | | |
| 承認の条件 | | | | | | | |
| 教 | の請翌翌き こにはすら1なは達翌求日日なこの、岐る起年く、を | かすららな処分阜県とし経りのけらる起起り分の県知がて過ま処た起こ算算まに通を事で6すす分日 | 不算とししす不知被ときかる。ののと脱しがてて。服を告なま月と。取翌とがてで31が受とりす以処た消日さあ3きか年。あけしま(内分だしかれるかがよりを | 目す以発 と目()おあ取、訴起以。内過 きの訴、、つ消上え算内なです は翌20の分もの記し、で | このある 日この分のの 1 本岐処て審 記かい分通こえの査 阜分も査 1 らての知のを審請 県の、請 の起岐取を処提査求 | 知通処求 審算阜消受分起請にをかす 潜てをのた日ををす | 対受ある 求 6代訴にのこしるとけっこ のか表えの翌とた裁とたたと ほ月すを翌日が場決をいるとのので 、内者起からきに送 |

注 利用当日にこの承認通知書を係員に提示してください。

第3号様式(第4条関係)

博物館利用不承認 (取消・停止) 通知書

第 号

年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けの申込み(承認・承認に係る施設等)については、下記のと おり承認できません(その承認を取り消します・その施設等の利用の停止を命じます) ので通知します。

| 承認の年月日及 び番号 | |
|------------------------------|--|
| 不承認の 取消しの 利用停止 利用停止 | |
| 教示 | 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、に阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求とした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求とした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。 |

第4号様式(第5条関係)

博物館資料貸出許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所 氏 名

博物館資料の館外貸出しを受けたいので下記のとおり申請します。

| 使 | 用 | 目 | 的 | | | | | | | | |
|--------|-----|---|-----|----|----|---|----|-------------|----|----|---|
| 使 | 用 | 期 | 間 | | 年年 | J | 月月 | 日から 日まで(| 日間 | 튁) | |
| 使 | 用 | 場 | 所 | | | | | | | | |
| | | | | ПП | | | 名 | 数 | 量 | 備 | 考 |
| | | | | | | | | | | | |
| 代 | ılı | <i>\f</i> \ \tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau\tau | 101 | | | | | | | | |
| 貸 | 出 | 資 | 料 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 輸 | 送 | 方 | 法 | | | | | | | | |
| 資 名 | 斗取技 | 及責任 | 壬者 | | | | | | | | |

第5号様式(第5条関係)

博物館資料貸出台帳

| 采旦 | 次业。夕 | 粉具 | 貸 | 出 | 先 | 貸 | 出 | 貸出 | 返 | 納 | <i> </i> 世 | 耂 |
|----------------|--------|--------|--|-----------|-----|--|----------------|--------|--|------------------|--|---------|
| 番号 | 資料名 | 数量 | 氏名 | 住 | 所 | 年月日 | 取扱 者印 | 期限 | 年月日 | 取扱 者印 | 備 | 考 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| !~~~\ ~~~\ | ······ | ! } | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | \^^^ } | ^^~ | ······································ | \^^^^ ^^^^ | ······ | ······································ | \\\\\\ \\\\\ | ······································ | ······· |
| | | | | | | • • | | • • | • • | | | |

第6号様式(第5条関係)

博物館資料貸出許可書

第 号 年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

| 使 | 用 | 目 | 的 | | | | | | |
|---|----|-----|-----|--|--|---|--|--|--|
| 貸 | 出 | 期 | 間 | 年年 | 月月 | 日から 日まで | | 日間) | |
| 使 | 用 | 場 | 所 | | | | | | |
| | | | | ᇤ | 名 | 数 | 量 | 備 | 考 |
| | | | | | | | | | |
| 貸 | 出 | 資 | 料 | | | | | | |
| 只 | Щ | 只 | 451 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 許 | 可多 | 条 件 | 等 | | | | | | |
| 教 | | | 示 | 1 翌をら起ま の阜知でかとたの起まのかる算し。の分をとま以分しえし。の分をとま以分しえし。のかる算が3年 に知とまなあ消記審かに算が3年 に知とまなあ消記審から起ま の阜知でかとたの起ます。 | てき月経 服受て。、てのの請りがす内す あた訴こ分、え査に別している。る日訟ののこを請対 | 以なのさ さつこれ通り是常力がある き翌お分知処起をるに、て査 は日いのを分すし裁、処も請 、かて取受のるた決岐分、求 上ら岐消け日こ場の身の処を 記起阜したのと合送 | 県通分す 1算県の日翌がに達知知がる のしを訴の日ではを 事をあこ 審て代え翌かき、受 | に受っと 査6表を目らなこけがけたが 請かす提か1くのたした日で 求月る起ら年な処日での以者す起をりのの | 番の恩な まりよる算蚤まの恩な 登別日く かに岐こし過す取日請日かな 、、阜とてす。消か水からり こ岐県が6る。しら |

注 資料の貸出しを受けるときは、借用書を提出してください。

第7号様式(第6条関係)

博物館資料特別利用許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所 氏 名

博物館資料の特別利用をしたいので下記のとおり申請します。

| 利又 | 用は | 目用 | 的途 | | | | | | | |
|----|-----|----|----|---|----|----|------------|---|-----|---|
| 利 | 用 | 期 | 間 | | 年年 | 月月 | 目から 日まで | (| 日間) | |
| 利 | 用 | 場 | 所 | | | | | | _ | |
| | | | | ㅁ | | 名 | 数 | 量 | 備 | 考 |
| | | | | | | | | | | |
| 利 | 用 | 資 | 料 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| その | の他参 | 多考 | 事項 | | | | | | | |

第8号様式(第6条関係)

博物館資料特別利用許可書

第 号 年 月 日

様

岐阜県知事 囙

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

| 利又 | 用は | 目用 | 的途 | | | | | | |
|----|----|-----|----|--|--|---|--|---|--|
| 利 | 用 | 期 | 間 | 年年 | 月 月 | 日から 日まで | (| 日間) | |
| 利 | 用 | 場 | 所 | | | | | | |
| | | | | 品 | 名 | 数 | 量 | 備 | 考 |
| | | | | | | | | | |
| 利 | 用 | 資 | 料 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 許 | 可多 | 条 件 | 等 | | | | | | |
| 教 | | | 示 | 1 翌をら起ま の阜知でかとたの起まのかる算し。の分をとま以分しえし。処らこして 処の被なす内の、はて処のこして 処の被なす内の、はての起とて1 分通告り(で取上、6) | でかを を ま以過 がけ がけ がけ で がけ で がけ で がけ で が が で の の で の の で の の で の の で の の で の の で の の に で の の に を す に に の に の に の に の に を ま ま に の に の に の に の に を ま ま に に の に 。 。 に 。 。 に | 以なると とのこむ重の是ドナスなると とのこむ重のをして、て査 は日いのを分すし裁しいのを分すし裁しいのをのるた決しは分、求 上ら岐消け日こ場のしたのとを 記起阜したのと合送 | 4.0 単立 ・ 1.2 単ル 1.0 単立 ・ 1.2 単ル 1.2 単の 1.3 単の 1.3 単の 1.3 ではを 1.3 単の 1.3 ではを 1.3 できる 2.3 では 2.3 できる 2.3 では 2.3 できる 2. | 下でっと 査 6表を日らなこけたけたが 請かす提か1くのたした日で 求月る起ら年な処日のた | て日のき、のは首片では、分の密な、ほ内はる算経まの翌な、、阜とてす。消か日は、からり、こ岐県が6る。しら |

- 注 1 この許可書は、資料利用の際、係員に提示してください。
 - 2 この許可書は、利用期間中携帯してください。

第9号様式(第8条関係)

資 料 寄 附 申 込 書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

寄附申込者 氏 名

職業

下記の資料を博物館資料として寄附したいので申し込みます。

記

1 資 料

| 品 | 名 | 数 | 量 | 形 | 状 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- 2 寄附しようとする目的
- 3 その他 (寄附条件等)

第10号様式(第8条関係)

寄 附 資 料 受 納 書

第 号

年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで寄附申込みのあった下記の資料を受納します。

記

1 資 料

| 品 | 名 | 数 | 星 | 形 | 状 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- 2 受納日 年 月 日
- 3 場 所
- 4 受納取扱者職氏名

第11号様式 (第8条関係)

寄 附 資 料 台 帳

| 采旦 | 年日日 | 次业友 | 粉具 | 資料に関する | | 寄 | 附 | | 者 | 時 価 | 取扱 | 分 | 類 |
|----|-----|-----|-----------|--------|---|---|---|---|----|-----|----|---|---|
| 番号 | 年月日 | 資料名 | 数里 | 諸事項 | 氏 | 名 | 住 | 所 | 職業 | 見積額 | 者印 | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | • • | | | | | | | | | | | | |

| ~~~ | ^~~~~ | ///// | /~~~ | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | ·///// | /^/~ | /~~~ | ^~~~ | ^^~ | \\\\ | ~~~ | /// |
|-----|-------|--------------|------|---------------------------------------|--------|------|------|------|-----|------|-----|-----|
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | • • | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | • • | | | | | | | | | | | |

| £ | 身 外 (1) | | 岐 | 阜県 | 公 | 報 | 令和元年 | 手 12 月 27 日 | (40) |
|---|----------------|------|-----|------|------|-------------|--------|----------------------------------|------|
| 第 | 12号様式(第9条関係) |) | | | | | | | |
| | | 資 | 料 | 寄 | 託 | 書 | | | |
| | | | | | | | 年 | 月日 | 3 |
| | 岐阜県知事 様 | | | | | | | | |
| | | | | | | 住 所 | | | |
| | | | | | | 氏 名 | | • | |
| | 下記のとおり資料を | を博物館 | へ寄託 | すること | を承諾し | 」ます。 | | | |
| | | | | 記 | | | | | |
| | 1 資 料 | | | | | | | | |
| | П | 名 | 数 | 量 | 形 | 状 | 資料原者名等 | |) |

2 寄託期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 寄託の条件等

| | 資 | 料 | 保 | 答 | 書 | | | | |
|-----------------------|--------|-------------------------|------|-------|-----------|------------|-----------------------|-----|--|
| | A | . 121 | VK | Þ | Ħ | 第 | | 号 | |
| | | | | | | 年 | 月 | 日 | |
| | 様 | | | | | | | | |
| | | | | | 岐阜 | 県知事 | | 囙 | |
| 年 | 月 日付ける | で寄託承諾 | | のあっ | た下記の資 | 料を預 | ります | -0 | |
| - V/ vlol | | | 記 | | | | | | |
| 1 資 料 | | 1 | | 1 | | ı | | | |
| ㅁ | 名 | 数 | 量 | 形 | 状 | 資料所 者名等 | 所有([:] 等 | 管理) | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 2 保管期間 | | | | | | <u> </u> | | | |
| 年 | 月 | 日から | | 年 | 月 | | 日まて | ~ | |
| 3 保管の条件 | 牛等 | | | | | | | | |
| | | | | | 取 扱 者職氏名印 | | | | |
| 注 寄託資料の | の返還は、木 | ま レ己[拗 <i>ラ]</i> | と行いす | : すので | 、大切に保 | 一 | さい | | |

第14号様式(第10条関係)

資 料 寄 託 申 請 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所 名

博物館に資料を寄託したいので下記のとおり申請します。

記

1 資 料

| 品 | 名 | 数 | 量 | 形 | 状 | 資料所有(管理) 者名等 |
|---|---|---|---|---|---|-----------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

2 寄託期間

年

月 日から

年 月 日まで

3 寄託の条件等

寄託資料は、博物館所有の資料と同様の取扱いをされても異議ありません。

第15号様式(第11条関係)

寄 託 資 料 台 帳

| 1 | V/+-> | Jol | <i>t</i> - | V/ - | 寄 | | 託 | 者 | 受 | 入 | 寄 | 託 | 分 | | 類 | 返 | 還 |
|----|-------|-----|------------|------|------|-------|--------|---------|-----|----------|------|-----|------|-----|-----|-----|------|
| 番号 | 資 | 料 | 名 | 数量 | 氏 | 名 | 住 | 所 | 年月日 | 取扱 者印 | 期 | 限 | | | | 年月日 | 取扱者印 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | • | |
| | ·// | ~~~ | ^^^ | ~~~~ | ^~~~ | ····· | ·///// | ·////// | • • | | ·/// | ^^^ | ·//· | ·// | ·// | ••• | ·/// |

| | • • | ~~~~ | | • • | |
|--|-----|------|--|-----|--|
| | | | | | |

岐阜県高山陣屋管理規則をここに公布する

令和元年十二月二十七日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第九十三号

岐阜県高山陣屋管理規則

第一条 この規則は、岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例(昭和三十六年 の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 岐阜県条例第四号) 第四条の規定に基づき、岐阜県高山陣屋 (以下「陣屋」という。)

第二条 陣屋の休場日は、十二月二十九日から翌年一月三日までとする。

2 は開場することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その旨を公衆の 見やすい場所に掲示しなければならない。 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休場し、又

岐

第三条 陣屋の開場時間は、次の表に掲げるとおりとする。

| で年前八時四十五分から午後四時三十分ま | から午後 | 十五分か | 午前八時四 | 三月三十一日まで | 十一月一日から翌年三月三十一 |
|---------------------|------|------|------------------|----------|----------------|
| 五時まで | から午後 | 十五分が | 午前八時四十五分から午後五時まで | 十一日まで | 四月一日から十月三十一日まで |
| 間 | 時 | 館 | 開 | 間 | 期 |

2 又は入場を制限することができる。 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開場時間を変更し、

第四条 この規則に定めるもののほか、陣屋の管理運営に関し必要な事項は、知事が別 に定める。

則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

岐阜県立社会教育機関の名誉館長等に関する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田

岐阜県規則第九十四号

岐阜県立社会教育機関の名誉館長等に関する規則

第一条 この規則は、教育、学術、文化等に関し識見を有する者に対して称号を授与す ることにより、岐阜県立社会教育機関 (以下「社会教育機関」という。) の発展充実

(授与等)

第二条 称号は、社会教育機関の名称を名誉館長又は名誉所長に冠したものとする。

を図り、もって岐阜県の社会教育の振興に寄与することを目的とする。

第三条 知事は、第一条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する者に対 し、選考委員会の議を経て、称号を授与することができる。

岐阜県の社会教育の発展向上に著しく貢献した者で、社会教育機関の長の職にあっ

その他称号を授与することが適当と認められる者

2 選考委員会は、知事が指名する者をもって構成する。

3 称号の授与は、別記様式による文書の交付によって行う。

(礼遇及び特典)

第四条 前条の規定により称号を授与された者 (以下「名誉館長等」という。) には、 次に掲げる礼遇及び特典を与えることができる。

社会教育機関の公式の式典への参列その他諸行事への参加

社会教育機関の利用及びその他の便宜の供与

社会教育の広報その他知事において発刊する社会教育行政に関する刊行物の配布

その他適当と認められる事項

(称号の取消し)